

役場窓口でマイナンバーカードの オンライン申請をお手伝いします！

役場窓口にてタブレット端末によるマイナンバーカードのオンラインでの申請補助を行っています。

ぜひ、便利なマイナンバーカードをこの機会に作成してみませんか？

暮らしに便利なマイナンバーカード

証明書のコンビニ交付サービス、e-Tax等の税の電子申告、公的な本人確認書類等として利用できる便利なカードです。



初回交付
手数料無料

★申請の流れ

① 受付

申請者本人が下記の物を持参し、受付を行います。

☆持参する物

1)個人番号カード
交付申請書
(紛失時は窓口で再交付します)

2)本人確認書類
(運転免許証等の公的機関発行の写真付きのもの1点または健康保険証等の「氏名+生年月日」もしくは「氏名+住所」が記載されているもの2点)

② 申請

職員がタブレット端末を利用して申請者の顔写真を撮影し、オンライン申請のお手伝いを行います。

※顔写真に不備がある場合には、再度顔写真の撮り直しに来庁していただくこともあります。

写真撮影も
無料です



③ カード受け取り

申請から約1か月半後、役場より交付通知書(ハガキ)をお送りします。

申請者本人が、交付通知書に記載されている必要な持ち物を持参して、受け取りに来庁ください。



【交付通知書(ハガキ)】

申請場所＝上三川町役場住民生活課

受付時間＝平日 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

※混雑時は受付に時間がかかる場合があります。

▶問い合わせ先＝住民生活課 総合窓口係 ☎(56)9125

犬を飼うときは届出が必要です

犬を飼うときは登録などの手続きが必要になります。

○新しく犬を飼うとき

犬の登録の手続きが必要です。また、登録手数料として3,000円がかかります。

手続きが終わると、鑑札というプレートが発行されます。

○他の市町村から転入したとき・犬の飼い主が変わったとき

犬の登録事項変更届の手続きが必要です。

また、転入の場合は手続きの際に鑑札が必要になります。手数料はかかりません。

○他の市町村へ転出するとき

転出先の役所(または保健所)の担当窓口で手続きをしてください。手続きの際は鑑札が必要となります。手数料はかかりません。

○犬が亡くなったとき

犬の死亡届の手続きが必要です。鑑札がお手元にある場合は鑑札をお持ちください。

各種手続きに関する申請書は役場にありしますので、手続きの際は役場までお越しください。

また、犬に関する手続きは狂犬病予防法という法律で定められたものですので、忘れずに手続きをしてください。

▼問い合わせ先

住民生活課 生活環境係

☎91331



消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 60

相続税対策のつもりが元本割れ 銀行窓口での保険契約

事例

定期預金が満期になり、銀行に行ったところ、窓口で「相続税対策になる。〇〇生命という会社を知っていますか」と言われた。社名は知らなかったが、相続税対策になるならと思いき、よく理解はできないまま、500万円の契約をし、支払った。銀行が保険を勧誘するとは思っておらず、元本補償の定期積立のつもりだった。先日、運用状況通知が届き、外貨建ての15年満期の保険だと知った。80歳代の私には長期保険契約は必要ないし、元本も減っていた。契約の際には元本割れのリスクの説明は受けていない。

・銀行の窓口で勧められたので預金のようなものや、元本保証だと思いき、長期間の保険商品を契約してしまったという相談が寄せられています。また、投資経験がないのにリスクが高い外貨建ての保険商品を勧誘され契約したケースもあります。

・銀行でも保険商品を販売していますが、預金とは異なり、満期時や中途解約時に元本割れとなる場合があります。また、外貨建て保険では為替変動リスクが生じたり、日本円と交換する際に手数料が必要になることがあります。契約内容がよく解らなければ契約をしないようにしましょう。

・契約直後であれば、クーリング・オフができることがあります。

▼相談日時 月々金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所 上三川町消費生活センター(役場3階)

▼相談専用電話番号 ☎9153

【とちぎ救急医療電話相談】

大人(15歳以上)の救急電話相談

#7111 又は ☎028-623-3344 【毎日】午後6時～午後10時

【とちぎ子ども救急電話相談】

お子さんが急な病気やけがで心配なとき…

#8000 又は ☎028-600-0099

【月～土曜日】午後6時～翌朝8時

【日・祝日】午前8時～翌朝8時(24時間)

